

役員選考委員会規程

（目的）

第 1 条 この規定は、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会（以下「当協会」という）の理事候補者、監事候補者の選任に関して必要な事項を定める事を目的とする。

（委員の選定）

第 2 条 社員総会は、役員改選を行うに当たり、当協会の理事候補及び監事候補者の選考の為、役員選考委員会（以下「委員会」という）を独立組織として設置する。

2、委員会は、社員総会において理事が決定し、社員総会において業務が進行するまで存続する。

3、委員会に、次の委員を置く。

（1）委員長 1 名

（2）副委員長 1 名

（3）委員 2 名以上

4、委員は、理事、監事及び外部有識者の内から社員総会の承認を得て委嘱する。

5、委員長は委員会の決議により決定し委嘱する。

（委員会の開催）

第 3 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。但し、他の委員が招集する事を妨げない。

2、委員長が欠席する時は、副委員長が議長を務める。副委員長が欠席の場合は、委員が議長を務める。

3、委員長、副委員長を含め、全委員の過半数の出席をもって会議が成立する。

（役員候補者の推薦）

第 4 条 役員候補者となる為には以下の通り定める。

（1）役員候補者、本人が立候補する旨、委員会へ文書で提出。

（2）委員会の推薦を得る。

（3）委員会で審査。

2、委員会は上記（1）（2）（3）の役員候補者の名簿を作成する。

（役員候補者の審査）

第 5 条 委員会は第 4 条 2 項で作成された役員候補者名簿をもとに審査し、出席委員の過半数を持って承認される。但し、委員については、役員候補事となることはできない。

2、承認された役員候補者名簿に基づき決議する。

(業務執行理事の決定)

第 6 条 承認された役員は理事として選任され、さらに社員総会の決議によって理事の中から理事長及び監事を選定する。当該社員総会に委員会委員は出席し意見を述べる事が出来る。

2、出席理事、委員会委員の全数過半数を持って承認される。

(本規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。